

令和2年度答申第3号

令和3年3月25日

印西市長 板倉正直様

印西市情報公開・個人情報保護審査会

会長 伊藤義文

印西市新型コロナワクチン集団接種予約システムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（答申）

令和3年3月4日付け印西健第1993号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

第1 結論

印西市新型コロナワクチン集団接種予約システムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供については、妥当と判断する。

第2 実施機関の説明

令和3年3月26日に導入し、令和3年4月中旬以降から運用開始を予定している印西市新型コロナワクチン集団接種予約システム（以下「予約システム」という。）について、実施機関から次のとおり説明があった。

1 「予約システム」の概要について

市民が新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける場合、市民は集団接種会場での接種と個別医療機関での接種のいずれかを選択することが可能となる予定である。「予約システム」は、このうち、市民が集団接種会場での接種を希望する場合に、全市民の氏名を市が付与するID及びパスワード

ードと連携した上でクラウドに集積することにより、本人がWEB又は電話で接種予約をするためのシステムである。なお、個別医療機関で接種を希望する場合は、予約システムは使用せず、当該医療機関への直接予約をすることとなる。

予約システムにおける予約方法は、まず、市が市民一人一人に、氏名と連携したID及びパスワードを、接種券と併せて文書により本人に通知し、当該通知を受領した市民が、集団接種会場で接種を希望する場合に、当該ID及びパスワードを用いてWEB上の「印西市新型コロナワクチン集団接種予約サイト」にログインして、接種予約をする。

なお、インターネットを使用できない市民については、市が設置するコールセンターに電話していただき、ID・氏名・生年月日等による本人確認を行い、コールセンター（本市では平日の9時から17時まで開設）が予約システムを使用してコールセンターが代理予約することになる。

2 予約システムにログインした際に表示される個人情報

予約システムに市民がログインした場合、端末には、予約時にあつては氏名が、予約後の場合にあつては予約情報（氏名、接種日時、接種場所、ワクチンの種類をいう。）がそれぞれ表示される。

3 オンライン結合の必要性について

令和3年4月から実施が予定される新型コロナウイルスのワクチン接種では、ワクチンの数量が限られていることにより、市が厚生労働省及び製薬会社にワクチンの必要数を事前に申請して、分配を受ける仕組みが予定されている。接種当日のワクチンの必要数を事前に把握する必要があることから、接種予定者には原則として、事前予約を求める必要がある。

厚生労働省では、ワクチンの数量管理等のためにワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）を構築しており、任意機能として接種予約受付支援機能を備えているが、この接種予約受付支援機能は、市民が直接WEB上で接種予約することができず、コールセンターに電話して代理予約するシステムのみとなっている。そのため、市民にとって利便性が低く、また、氏名や生年月日、接種日時などを電話で聞き取ってV-SYSに入力するため、正確性や対応時間の長時間化などの課題がある。

以上を踏まえ、多くの市民に迅速かつ確実にワクチン接種をしていただき、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病の蔓延その他の健康被害を迅速かつ的確に防止するというワクチン接種の目的を達成するためには、個人情報をオンライン結合することにより正確性を担保しつつ、WEB予約が可能で、予約の利便性や市民サービスの向上を図る

ことができる予約システムが必要である。

4 個人情報保護のための措置について

予約システムを導入するに当たり、次のような措置を講じることで、接種予約者の個人情報を保護するものとする。

(1) 個人情報ファイルへの不正なアクセスを排除するため、予約システムへのログインは、市が付与したID及びパスワードを必須とする。なお、パスワードは、他者による閲覧を防止するため、入力時においても「●」表示とする。

(2) 次の措置により障害時の個人情報ファイルの安全性を確保する。

ア 予約システムの正常動作を監視するサーバーを設定し、24時間365日の監視を行う。また、負荷についても、各種リソース（ハードディスク利用率、CPU利用率及びSWAP使用量）が閾値を超えていないか監視する。

なお、閾値を超えるおそれがある場合には、事前にサーバーであれば台数を増やし、ハードディスクであればスペックを上げる措置を講じる。

イ 1日1回、予約システムの全データをバックアップし、バックアップデータは、ファイアウォールやWEBアプリケーションファイアウォールを備えたデータセンタで1週間（7世代）保持する。また、予約システムの復旧手順を作成し、不定期にバックアップデータを用いた復旧訓練を行う。

(3) 予約システム運営業者は、障害が発生した場合やメンテナンス作業をする場合には、市に電話又はメールによって速やかに連絡を行う。

第3 審査会の判断理由

当審査会は、予約システムを導入することで、市民がコールセンターを介することなく、直接WEB上で新型コロナウイルスワクチン接種の予約が可能となり、利便性の向上のほか、入力情報の正確性、迅速性の確保も図ることができることから、公益上の必要があると認める。

また、予約システムの運用に当たっては、実施機関において第2の4により、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認める。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

上記のとおり、当審議会は、本件事案については、公益上の必要があり、

かつ、予約システムを使用する者の個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると判断した。

ただし、実施機関が予約システムを導入し、運用するに当たっては、予約システムの運用を含む新型コロナウイルスワクチン接種業務を民間事業者へ委託する場合の当該委託に係る契約の形態を整理するとともに、委託先（再委託する場合は再委託先を含む。）における個人情報の漏えいの防止等の安全管理措置が契約上担保されているかを改めて確認するよう要望する。

答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、大杉洋平、柳橋幸雄